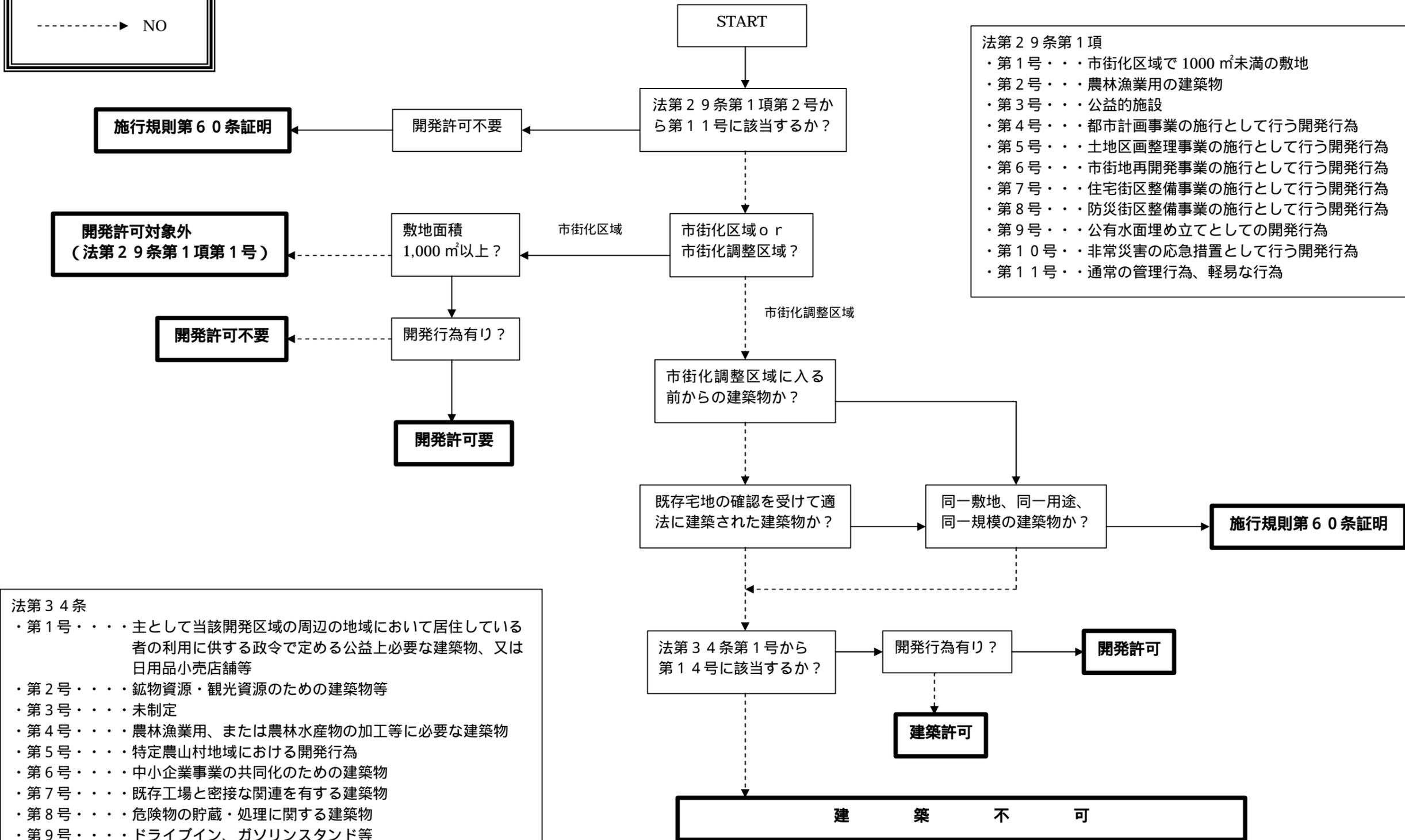
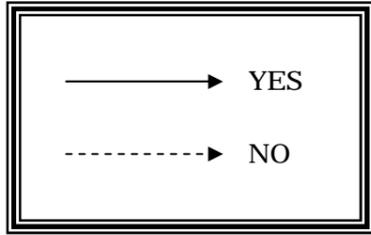


開発許可制度の概要(旧岡山市, 旧灘崎町, 旧瀬戸町の場合) H19.11.30 施行

おおまかな流れを表したものです。詳細については確認してください。旧御津町、旧建部町については裏面を参照してください。



- 法第29条第1項
- ・第1号・・・市街化区域で1000㎡未満の敷地
 - ・第2号・・・農林漁業用の建築物
 - ・第3号・・・公益的施設
 - ・第4号・・・都市計画事業の施行として行う開発行為
 - ・第5号・・・土地区画整理事業の施行として行う開発行為
 - ・第6号・・・市街地再開発事業の施行として行う開発行為
 - ・第7号・・・住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
 - ・第8号・・・防災街区整備事業の施行として行う開発行為
 - ・第9号・・・公有水面埋め立てとしての開発行為
 - ・第10号・・・非常災害の応急措置として行う開発行為
 - ・第11号・・・通常管理行為、軽易な行為

- 法第34条
- ・第1号・・・主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物、又は日用品小売店舗等
 - ・第2号・・・鉱物資源・観光資源のための建築物等
 - ・第3号・・・未制定
 - ・第4号・・・農林漁業用、または農林水産物の加工等に必要建築物
 - ・第5号・・・特定農山村地域における開発行為
 - ・第6号・・・中小企業事業の共同化のための建築物
 - ・第7号・・・既存工場と密接な関連を有する建築物
 - ・第8号・・・危険物の貯蔵・処理に関する建築物
 - ・第9号・・・ドライブイン、ガソリンスタンド等
 - ・第10号・・・地区計画、集落地区計画における開発行為
 - ・第11号・・・岡山市開発行為の許可基準等に関する条例で定める建築物
 - ・第12号・・・未制定
 - ・第13号・・・既存の権利による建築物
 - ・第14号・・・開発審査会案件

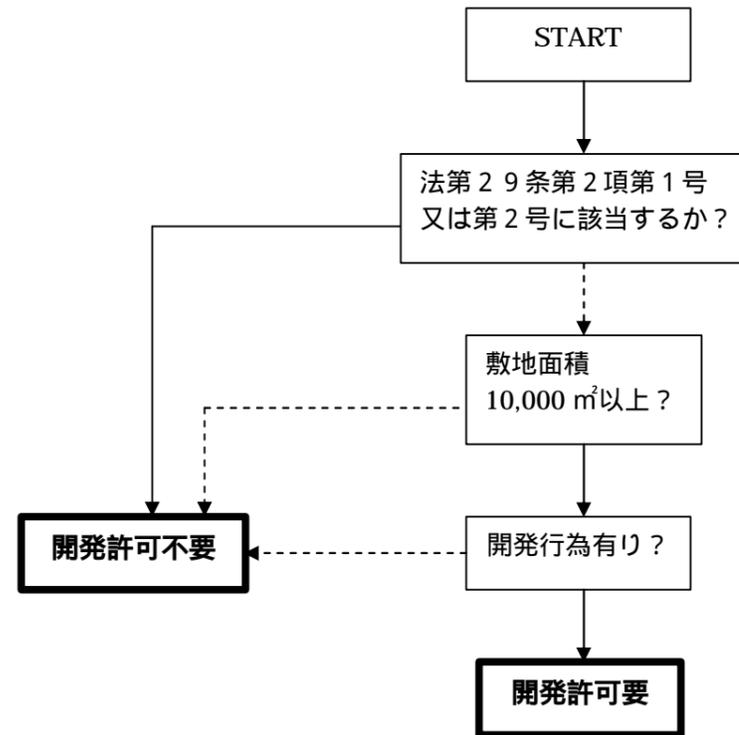
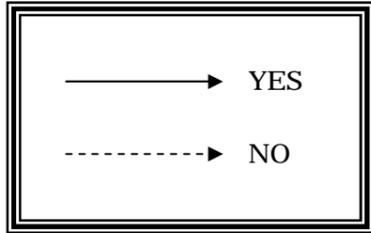
開発行為とは、物理的な形状の変更だけでなく、宅地でないものを宅地に変えるなどの場合も該当します。

一度適法に建てられた建築物の建て替えや用途変更の場合でも、市街化調整区域の規制が無くなるわけではありません。

新築する場合と同じように考えてください。

開発許可制度の概要 (旧御津町, 旧建部町の場合) H19.11.30 施行

おおまかな流れを表したものです。詳細については確認してください。旧岡山市、旧灘崎町、旧瀬戸町については、裏面を参照してください。



法第29条第2項
・第1号・・・農林漁業用の建築物
・第2号・・・第1項第3号、第4号、第9号～第11号

開発行為とは、物理的な形状の変更だけでなく、宅地でないものを宅地に変えるなどの場合も該当します。